

一 本組各支部に地方自治の進歩を促して民衆的官吏局を改訂し一般民衆の購權を保障すべし。

二 組合員に原則として投票権の付与を購權の第一とし、三財米同盟会大倉及び徳田同盟会大倉に本案を提出するべし。

六 本部有給常任増員に關する件
大崎第一支部提案

本部活動を大に妨げしむる事があるが、本部の組合運動を發展せしむるに、先づ又各支部に本部より意志の疎通を充分ならしめしむるべし。種々な問題に對して喜望の或は未前に防く事と思ふ。故に本部常任を一増員する事に依つて主事、活動に助け得れば一層の成果を期し得べしと信じ本案を提出す。

- 具 体 方 法
- 一 月俸五拾円位の有給とす。一支部は支部員一名に付き一般に責任を以て本部費納入と同時に納入するべし。
 - 二 某、下豆蔵は本部より人件費として、積立金中の罷業相互金庫に出資したる三領の内一銀額を之に充つべし。
 - 三 四人選は執行委員会に一任するべし。

七 徒弟制度撤廢及同意働に對する同賃銀要求の件
麻布第一支部提案

具 体 方 法

一 本部は徒弟制度の行はるる各工場より委員を召集して有効なる具體的戦を以つて目的貫徹の爲め闘争すること。

八 鐵道職王定期乗車券購入の改正の件

豊川第二支部提案

九 行政執行法の不当適用反對の件

川口支部提案

多く、労働爭議の場合一警察署長が本球を適用して、労働組合の有力理由なく団員を檢束し、之をムシカニ留置したる不当な行為は我等の常理に反して、甚く甚く遺憾に堪へず。修州、岡谷、宇津、鹿久、大東工業の労働組合、田原の榎本、鈴木、川口町の増芳工場等々の労働者に、而も其の署長が在せる勤操たるや、更に不純極まりない。我等は労働階級の權益擁護の唯一の武器たる労働者權確保の爲め、如何なる不法に對して絶対反對するものである。

4)